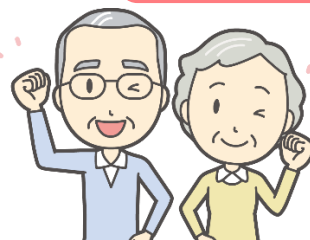


第8期

長瀬町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】



計画策定の趣旨

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険を支える人的基盤の確保が課題となります。

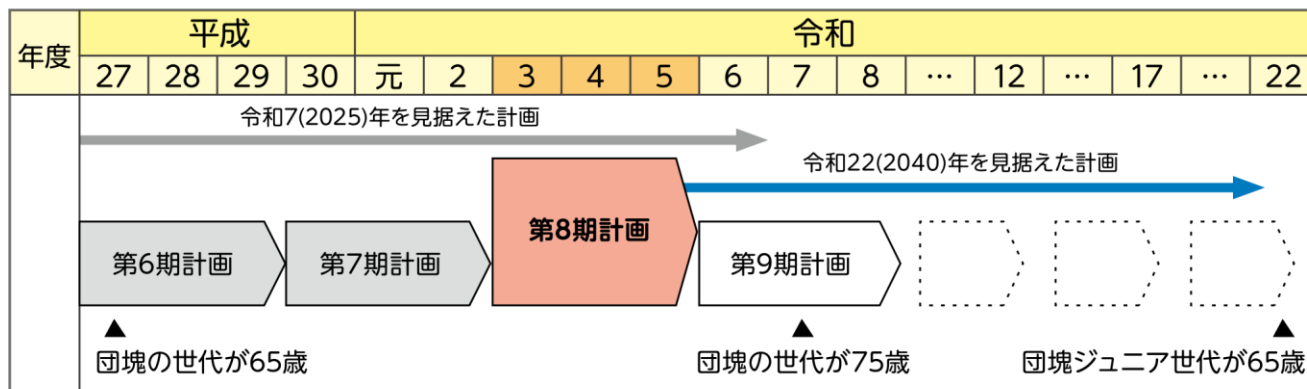
こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、介護サービスの基盤整備や人材確保のための取組等をより推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、高齢者に関するすべての施策・事業を包括するものとして、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するとともに、「第5次長瀬町総合振興計画」との整合性を図りつつ、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。

計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までを目標年度とする3か年計画です。



健康で はつらつとした 長寿のまちの創造

本町では、いつまでもはつらつとした生活が送れるよう、生きがいや健康づくりに力を入れており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅サービスの充実のほか、住民の主体的な活動を支援しています。

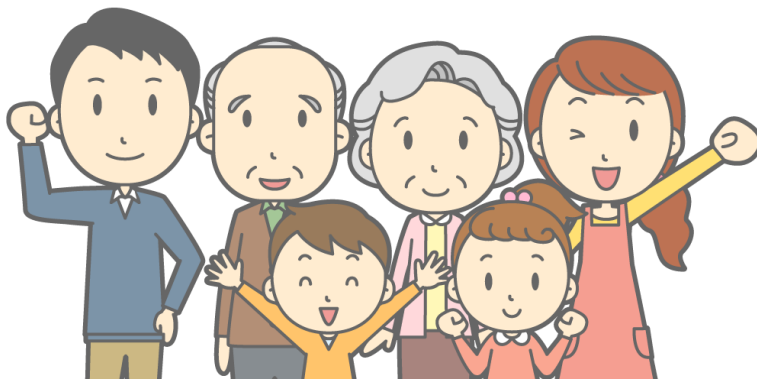
また、第7期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で、生きがいを感じながら、自分らしく、自立して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築と、制度や分野の枠にとらわす、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、町内の地域特性などに配慮した、きめ細かで多様性のある取組を継続し、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が急増することが見込まれる令和22（2040）年に向けて、介護サービス基盤の充実が求められます。

また、高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

そのため、本計画の基本理念を第6期計画及び第7期計画から継続して「健康で はつらつとした長寿のまちの創造」と定め、計画を推進します。



基本目標

基本理念のもと、長瀬町らしいまちづくりや施策の展開に向けて、本町の現状や課題を踏まえ、次の基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、中長期的な視点を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進します。

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、既存の施策の充実や関係機関等との連携を強化するとともに、身近な地域における生活支援体制の整備を図ります。

基本目標2 介護予防・重度化防止・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標を設定・共有し、幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防・重度化防止の取組を進めます。

また、心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化予防に努めます。

基本目標3 認知症施策の推進

認知症の高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症施策推進大綱における「共生」と「予防」の視点を踏まえ、身近な地域において認知症高齢者やその家族等を見守り支援する普及啓発の取組や早期発見・早期対応等の認知症施策を推進します。

基本目標4 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されることから、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進します。



基本目標5 生活支援体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域で、近隣とのつながりを保ち、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備が必要です。

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進します。

基本目標6 暮らしやすい生活環境の整備

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスや取組を充実するとともに、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

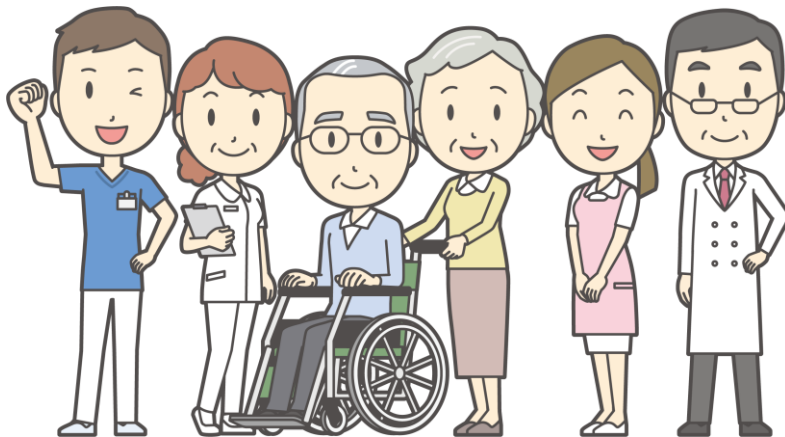
また、近年、災害や感染症への対応など、生活上の新たな課題が発生しており、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取組を推進します。

基本目標7 介護サービスの基盤整備

高齢者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするとともに、家族介護者への支援や介護離職防止を図るため、在宅サービスを充実・強化するとともに、必要な施設の整備や有効活用等に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、介護給付の適正化に努めます。



施策体系

高齢者福祉施策	在宅福祉サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅支援訪問介護事業 2 在宅支援短期入所生活介護事業 3 在宅支援通所介護事業 4 生活管理指導等短期宿泊事業 5 給食サービス 6 福祉有償運送 7 緊急通報システム等 8 ネットワーク支援 9 見守り活動 10 日常生活用具の貸与 11 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業 12 ねたきり老人手当、介護手当の支給
	地域福祉活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会の活動 2 ふれあいいいききサロン事業 3 ボランティアセンター 4 地域支え合い事業
	生活の場と居場所の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 養護老人ホーム 2 ケアハウス 3 有料老人ホーム 4 サービス付き高齢者向け住宅 5 いきいきプラザ 6 保健センター 7 中央公民館 8 世代間交流支援センター「ひのくち館」 9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」 10 多世代ふれ愛ベース長瀬
	生きがい活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習教養活動 2 世代間交流活動 3 スポーツ・レクリエーション活動 4 老人クラブ 5 シルバー人材センター
	福祉のまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 バリアフリーの推進 2 あんしんサポートネットの活用 3 高齢者の住まいの安定的な確保
介護保険事業	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設サービス
	地域支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業 2 包括的支援事業 3 任意事業

第1号被保険者の保険料

令和3年度から令和5年度までの3年間の所得段階別介護保険料は次のとおりです。

■所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額 (円)	月額 (円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税の方（前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下） 	基準額 ×0.50	30,000	2,500
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方（前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下）	基準額 ×0.75	45,000	3,750
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 （第1、第2段階に該当しない方）	基準額 ×0.75	45,000	3,750
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方（前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方）	基準額 ×0.90	54,000	4,500
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方（第4段階に該当しない方）	基準額 ×1.00	60,000	5,000
第6段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円未満の方）	基準額 ×1.20	72,000	6,000
第7段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方）	基準額 ×1.30	78,000	6,500
第8段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方）	基準額 ×1.50	90,000	7,500
第9段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が320万円以上の方）	基準額 ×1.70	102,000	8,500

第8期 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行日：令和3年3月

発行：長瀬町役場 健康福祉課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

TEL：0494-66-3111

URL：<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>